

京都市上下水道局告示第54号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき、事業の再開の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成26年12月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 再開届出業者名等

京都市右京区梅津南広町85 ディアステージ803号

オフィスTSUJI

代表者 辻 貴子

2 再開年月日

平成26年11月18日

(上下水道局水道部給水課)